昭和四十九年法律第九十二号 国土利用計画法

目次 第

総則 (第一条—第三条)

第二章 国土利用計画(第四条—第八条)

土地利用基本計画等(第九条—第十一

章

第五章 第四 土地に関する権利の移転等の届 土地に関する権利の移転等の許可 十二条—第二十二条) 出

二十三条―第二十七条の十)

遊休土地に関する措置(第二十八条 第三十五条) (第三十

5

第六章

第七章 審議会等及び土地利用審査会 六条—第三十九条)

第九章 第八章 雑則 罰則 (第四十六条—第五十条) (第四十条—第四十五条)

6

8 更について準用する。

第二項から前項までの規定は、全国計画の変

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来にお

(基本理念)

かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とす 律第二百五号)による措置と相まつて、総合的 ことにより、国土形成計画法(昭和二十五年法

ける国民のための限られた資源であるととも

せ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然であることにかんがみ、公共の福祉を優先さに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤

第七条 ことができる。 関し必要な事項について都道府県計画を定める り、 当該都道府県の区域における国土の利用に 都道府県は、政令で定めるところによ

2 とする。 都道府県計画は、全国計画を基本とするもの

3 の他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かは、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会そ なければならない。 都道府県は、都道府県計画を定める場合に あらかじめ、第三十八条第一項の審議会そ

のとする。

衡ある発展を図ることを基本理念として行うも

健康で文化的な生活環境の確保と国土の均

経済的及び文化的条件に配意し

社会的、

見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画 に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるも 都道府県は、前項の規定により市町村長の意

5 もに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しな 遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとと 都道府県は、 ればならない 都道府県計画を定めたときは、

画」という。)及び市町村の区域について定め国土の利用に関する計画(以下「都道府県計 画」という。)、都道府県の区域について定める

(以下「市町村計

める国土の利用に関する計画(以下「全国計

国土利用計画は、全国の区域について定

(国土利用計画)

第二章

国土利用計画

画」という。)とする。 る国土の利用に関する計画

> 第五条 国は、政令で定めるところにより、国土 を定めるものとする。 の利用に関する基本的な事項について全国計画 6

閣議の決定を求めなければならない。 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、

聴かなければならない。 合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場

(第

3

(第

4

全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措 置を講ずるものとする。 知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県

当たつては、国土の利用の現況及び将来の見通 しに関する調査を行うものとする。 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに

表しなければならない。 決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の 9

に係るものについては、環境大臣と共同して行る事務のうち環境の保全に関する基本的な政策 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関す

第一条 この法律は、

第

章

総則

その他土地利用を調整するための措置を講ずる基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置

必要な事項について定めるとともに、土地利用

国土利用計画の策定に関し

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 全国計画は外の国の計画は、国土の利用 3

(都道府県計画) 4

5 画について報告を受けたときは、第三十八条第 都道府県知事は、前項の規定により市町村計 ることができる。 いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をす

第三章 土地利用基本計画等

(土地利用基本計画)

2 より、次の地域を定めるものとする。 て、 土地利用基本計画は、政令で定めるところに 土地利用基本計画を定めるものとする。

又は勧告をすることができる。 |画について報告を受けたときは、国土審議会 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県 必要な助言

7 を申し出ることができる。 通大臣に対し、当該都道府県計画について意見 の場合において、関係行政機関の長は、国土交 係行政機関の長に送付しなければならない。こ 県計画について報告を受けたときは、これを関 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府

8 とができる。 都道府県に対し、必要な助言又は勧告をするこ の申出があつたときは、関係行政機関の長に協 議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見

の変更について準用する。 第三項から前項までの規定は、 都道府県計

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、 きる。 要な事項について市町村計画を定めることがで 当該市町村の区域における国土の利用に関し必 (市町村計画) 8

2 るときは都道府県計画を基本とするものとす る。 市町村計画は、都道府県計画が定められてい

らかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に なければならない。 反映させるために必要な措置を講ずるよう努め 市町村は、市町村計画を定める場合には、 あ

ばならない。 なく、その要旨を公表するよう努めるととも に、市町村計画を都道府県知事に報告しなけれ 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞

項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴

準用する。 前三項の規定は、 市町村計画の変更について

6

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域につい

農業地域

3 のほか、土地利用の調整等に関する事項につい 五. 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地 自然保全地域 自然公園

がある地域とする。 て総合的に開発し、整備し、及び保全する必要 て定めるものとする。 第二項第一号の都市地域は、一体の都市とし

る必要がある地域とする。 用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図り第二項第二号の農業地域は、農用地として利

5

6 域とする。 の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地 て利用すべき土地があり、林業の振興又は森林 第二項第三号の森林地域は、森林の土地とし

要があるものとする。 の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必・ 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然 第二項第五号の自然保全地域は、 良好な自然

9 画が定められているときは、全国計画及び都道 全を図る必要があるものとする。 環境を形成している地域で、その自然環境の保 土地利用基本計画は、全国計画 (都道府県

10 その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会 府県計画)を基本とするものとする。 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合

11 関の長の意見を聴かなければならない べようとするときは、あらかじめ、関係行政 市町村長の意見を聴かなければならない。 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述

ずるものとする。 本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講 意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用 都道府県は、第十項の規定により市町村長 0

ければならない。 は、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めな 都道府県は、土地利用基本計画を定めたとき

について準用する。 計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。) 第十項から前項までの規定は、土地利用基本

(土地利用の規制に関する措置等

第十条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理 長及び関係地方公共団体は、 的な土地利用が図られるよう、関係行政機関 この法律に定める

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

を講ずるものとする。

(土地取引の規制に関する措置)

(井二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域 10

制区域として指定するものとする。のうち、次に掲げる区域を、期間を定めて、

規

る区域

一都市計画法第四条第二項に規定する都市計
を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土
を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土
を緊急に除去しなければ適正かつ合理的な土
が利用の確保が著しく困難となると認められ
も区域以外の区域にあつては、前号の事態が
は一部計画法第四条第二項に規定する都市計

ければならない。 は、その旨並びにその区域及び期間を公告しなは、その旨並びにその区域及び期間を公告しな

3

よつてその効力を生ずる。 規制区域の指定は、前項の規定による公告に

置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。 置を講じなければならない。

したときは、その公告の日から起算して二週間6 都道府県知事は、第三項の規定による公告を

会の確認を求めなければならない。の指定が相当であることについて土地利用審査以内に、関係市町村長の意見を付して規制区域

土地利用審査会は、前項の規定により確認を

では、ことともに、国土交通大臣に報告しな 大項の確認を受けられなかつたときは、その旨 県知事にその旨を通知しなければならない。 県知事にその旨を通知しなければならない。 県知事にその旨を通知しなければならない。 場定が相当であるかどうかの決定をし、都道府 北定が相当であるかどうかの決定をし、都道府

その効力を失う。
・規制区域の指定は、前項の規定による公告がければならない。

都道府県知事は、規制区域の指定を行うものとする。

ならない。
ならない。
ならない。
ならない。

結果、規制区域についてその指定の事由がなく

都道府県知事は、第十項の規定による調査の

前三頁の見定は、見削区域に系る区域の域が前三頁の見定は、見動をで定める事項」及び「当該事項」とあるの中「指定された区域及び期間その他国土交通省について準用する。この場合において、第五項について準用する。

(国土交通大臣の指示等) 及びその公告について準用する。 前三項の規定は、規制区域に係る区域の減少

て、規制区域の指定若しくは指定の解除又はそるときは、都道府県知事に対し、期限を定め図るため、国の立場から特に必要があると認めし、かつ、適正かつ合理的な土地利用の確保をび地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去第十三条 国土交通大臣は、土地の投機的取引及

の区域の減少を指示することができるものとする。 この場がでは、一点では、正当な理由がなない限り、その指示に従わなければならない。 までに正当な理由がなく前項の規定により指示までに正当な理由がなく前項の規定により指示された措置を講じないときは、正当な理由がなく前項の規定により指示された措置を講じないときは、正当な理由がない。というできる。この場の区域の減少を指示することができる。この場の区域の減少を指示することができる。この場

第十四条 規制区域に所在する土地について、土 的の変更をして、当該契約を締結しようとする うち、土地に関する権利の移転若しくは設定の 下同じ。)をする契約(予約を含む。以下「土(対価を得て行われる移転又は設定に限る。以地に関する権利」という。)の移転又は設定 ときも、同様とする。 利の移転若しくは設定後における土地の利用目 る場合を除く。)をして、又は土地に関する権 るときは、これを時価を基準として金銭に見積 予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであ 受けなければならない。その許可に係る事項の る場合には、当事者は、都道府県知事の許可を 地売買等の契約」という。)を締結しようとす れらの権利の取得を目的とする権利(以下「土 で定める使用及び収益を目的とする権利又はこ 地に関する所有権若しくは地上権その他の政令 (土地に関する権利の移転等の許可) つた額。以下同じ。)の変更(その額を減額す

ましてのFJとですよいで活ち、ここれででの他政令で定める場合には、適用しない。 一年第二百二十二号)による調停に基づく場合そのが現立は、民事調停法(昭和二十六年法

第十五条 前条第一項の許可を受けようとする者第十五条 前条第一項の許可を受けようとする者

一 土地に関する権利の移転又は設定に係る土にあつては、その代表者の氏名 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人

別及び内容 三 移転又は設定に係る土地に関する権利の種地の所在及び面積

五 土地に関する権利の移転又は設定後におけ価の額 土地に関する権利の移転又は設定の予定対

る土地の利用目的

で定める事項で定める事項が、国土交通省令

(許可基準)

第十六条 都道府県知事は、第十四条第一項の許

用の額を加えるものとする。) に照らし、 等のための費用で政令で定めるものの負担を 係る土地に関する権利について、宅地の造成 利を有しているもの(その者が第十四条第一 による公告の時以後当該申請の時までの間に応ずる修正率を乗じて得た額(同項の規定 おける所有権の価額)に政令で定める方法に 引の指標とすべきものであつた場合にお かつ、同法第六条の規定による公示価格を取 第二条第一項に規定する公示区域に所在 地価公示法 (昭和四十四年法律第四十九号) を考慮して政令で定めるところにより算定し 転又は設定をした者を含む。)が当該申請に 転又は設定を受けたものであるときは、 項の許可を受けて当該土地に関する権利の移 に、当該申請をした者で当該土地に関する権 より算定した当該申請の時までの物価の変動 同条の規定による公示価格を規準として算定 権であるときは、政令で定めるところにより 請に係る土地が同項の規定による公告の時に ける土地に関する権利の相当な価額(その申 た第十二条第三項の規定による公告の時にお 定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等 正を欠くこと。 したときは、都道府県知事が認定した当該費 二条第三項の規定による公告の時以後当該移 した第十二条第三項の規定による公告の時に て、その申請に係る土地に関する権利が所有 申請に係る土地に関する権利の移転又は 適

も該当しないものであること。 定後における土地の利用目的が次のいずれに 二 申請に係る土地に関する権利の移転又は設

又は使用することができる事業を施行する九号)その他の法律により土地を収用し、イ 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十

者がその事業の用に供するためのものであ

- 自己の居住の用に供するためのものであ
- う者がその事業の用に供するためのもので の者の事業と密接な関連を有する事業を行 用に供するためのものであるとき、又はそ において事業を行つている者がその事業の 規制区域が指定された際現にその区域内
- ものであるとき。 ようとする者がその施設を設置するための 在する市町村の長が認定したものを設置し のために必要な施設で申請に係る土地が所 規制区域内に居住する者の福祉又は利便 2
- 事業を行う者がその事業の用に供するため おける土地利用上適切であると認められる ために必要であり、かつ、当該規制区域に のものであるとき。 規制区域を含む地域の健全な発展を図る
- ないこと 計画その他の土地利用に関する計画に適合し 定後における土地の利用目的が土地利用基本 申請に係る土地に関する権利の移転又は設 で定める場合に該当するものであるとき。 イからホまでに定めるもののほか、政令
- 然環境の保全上、明らかに不適当なものであ 的施設の整備の予定からみて、又は周辺の自 その他の公共施設若しくは学校その他の公益 定後における土地の利用目的が、道路、水道 ること。 申請に係る土地に関する権利の移転又は設
- ばならない。 らかじめ、土地利用審査会の意見を聴かなけれ するものについて許可する場合においては、あ 都道府県知事は、前項第二号ホ又はへに該当

(許可又は不許可の処分)

- 第十七条 都道府県知事は、第十四条第一項の許 処分をしなければならない。 から起算して六週間以内に、許可又は不許可の 可の申請があつたときは、その申請があつた日
- 四条第一項の許可があつたものとみなす。 きは、当該期間の満了の日の翌日において第十 (国等が行う土地に関する権利の移転等の特例) 前項の期間内に同項の処分がされなかつたと
- 第十八条 第十四条第一項に規定する場合におい て、その当事者の一方又は双方が国、地方公共

府県知事と協議し、その協議が成立することを 団体その他政令で定める法人(以下「国等」と もつて、同項の許可があつたものとみなす。 (土地に関する権利の買取り請求) .う。) であるときは、当該国等の機関が都道

- 第十九条 規制区域に所在する土地について土地 処分を受けたときは、都道府県知事に対し、当 項の許可の申請をした場合において、不許可の に関する権利を有している者は、第十四条第一 該土地に関する権利を買い取るべきことを請求 することができる。
- 宅地の造成等のための費用で政令で定めるもの 告の時以後当該移転又は設定をした者を含む。) 時までの物価の変動に応ずる修正率を乗じて得 地の取引価格等を考慮して政令で定めるところ 当該費用の額を加えるものとする。)で買い取 の負担をしたときは、都道府県知事が認定した が当該請求に係る土地に関する権利について、 であるときは、第十二条第三項の規定による公 土地に関する権利の移転又は設定を受けたもの (その者が第十四条第一項の許可を受けて当該 後当該請求の時までの間に、当該請求をした者 た額(第十二条第三項の規定による公告の時以 の政令で定める方法により算定した当該請求の おける所有権の価額)に第十六条第一項第一号 定した第十二条第三項の規定による公告の時に より同条の規定による公示価格を規準として算 が所有権であるときは、政令で定めるところに 合において、その請求に係る土地に関する権利 の時に地価公示法第二条第一項に規定する公示 告の時における土地に関する権利の相当な価額 公示価格を取引の指標とすべきものであつた場 区域に所在し、かつ、同法第六条の規定による (その請求に係る土地が同項の規定による公告 により算定した第十二条第三項の規定による公 つたときは、当該土地に関する権利を、近傍類 都道府県知事は、前項の規定による請求があ

(不服申立て)

- 請求をすることができる。 不服がある者は、土地利用審査会に対して審査
- 2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請 れた日(行政不服審査法(平成二十六年法律第 求がされた場合においては、当該審査請求がさ すべきことを命じた場合にあつては、 六十八号)第二十三条の規定により不備を補正 当該不備

3 より当該審査請求を却下する場合を除き、あら

るものとする。

第二十条 第十四条第一項の規定に基づく処分に

が補正された日)から起算して二月以内に、 決をしなければならない。 おいては、行政不服審査法第二十四条の規定に 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合に

- 4 の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めかじめ、審査請求人、処分をした行政庁その他 て、公開による口頭審理を行わなければならな 第一項の規定による審査請求については、
- 規定により読み替えられた同法第三十一条第二 項の口頭審理については、同法第九条第三項の政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、前 項から第五項までの規定を準用する。
- 5 土地利用審査会の裁決に不服がある者は、 きる。 土交通大臣に対して再審査請求をすることがで 土地利用審査会の裁決に不服がある者は、国

第二十一条 削除

(適正かつ合理的な土地利用の確保)

第二十二条 理的な土地利用が図られるよう努めなければなその指定を解除した後のその区域の適正かつ合 たときは、速やかに、都市計画その他の土地利 り、当該規制区域の指定の期間が経過し、又は 画に係る事業の実施等の措置を講ずることによ 用に関する計画の決定又は土地利用に関する計 都道府県知事は、規制区域を指定し

利用目的等の届出) (土地に関する権利の移転又は設定後における第五章 土地に関する権利の移転等の届出

- |第二十三条 土地売買等の契約を締結した場合に 令で定めるところにより、当該土地が所在する二週間以内に、次に掲げる事項を、国土交通省 う。)

 は、その契約を締結した日から起算して となる者(次項において「権利取得者」とい 土地に関する権利の移転又は設定を受けること は、当事者のうち当該土地売買等の契約により なければならない。 :町村の長を経由して、都道府県知事に届け出 3
- 及び住所並びに法人にあつては、その代表者 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所在及び 土地売買等の契約を締結した年月日
- 兀 の種別及び内容 土地売買等の契約に係る土地に関する権利

Ŧi. の移転又は設定後における土地の利用目的 土地売買等の契約に係る土地の土地に関す 土地売買等の契約による土地に関する権利

裁

- 七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令 銭以外のものであるときは、これを時価を基 る権利の移転又は設定の対価の額(対価が金 準として金銭に見積つた額)
- で定める事項
- る場合には、適用しない。 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す
- れぞれその面積が次のイからハまでに規定す に関する権利の移転又は設定を受けることと までに規定する面積以上のものについて土地 区域に応じそれぞれその面積が次のイからハ む一団の土地で次のイからハまでに規定する る面積未満の土地について土地売買等の契約 を締結した場合(権利取得者が当該土地を含 なる場合を除く。) 次のイからハまでに規定する区域に応じそ
- 計画区域(イに規定する区域を除く。)に都市計画法第四条第二項に規定する都市 街化区域にあつては、二千平方メートル 都市計画法第七条第一項の規定による市
- あつては、五千平方メートル イ及び口に規定する区域以外の区域にあ

つては、一万平方メートル

- る土地について、土地売買等の契約を締結し 指定された注視区域又は第二十七条の六第一 項の規定により指定された監視区域に所在す 制区域、第二十七条の三第一項の規定により 第十二条第一項の規定により指定された規
- る届出のあつた場合について準用する。 三 前二号に定めるもののほか、民事調停法に 第十五条第二項の規定は、第一項の規定によ よる調停に基づく場合、当事者の一方又は双 方が国等である場合その他政令で定める場合

(土地の利用目的に関する勧告)

第二十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定 周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図る 交通省令で定めるところにより、公表されてい 基本計画その他の土地利用に関する計画(国土る土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用 係る土地に関する権利の移転又は設定後におけ による届出があつた場合において、その届出に るものに限る。)に適合せず、当該土地を含む ために著しい支障があると認めるときは、

きる。
て必要な変更をすべきことを勧告することがでて必要な変更をすべきことを勧告することがでに対し、その届出に係る土地の利用目的につい利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者

本道府県知事は、前条第一項の規定による届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長の必要があるときその他前項の期間内にその届出をした者に対し、同項の規定による勧告をすることができる。この場合において、前項の期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその期間を延長する期間及びその規定による届出があった場合において、実地の調査を行うた。

(勧告に基づき講じた措置の報告)

第二十六条 都道府県知事は、第二十四条第一項 の規定による勧告をした場合において、その勧 の規定による勧告をした場合において、その勧 る。

(土地に関する権利の処分についてのあつせん

(財言)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第二十七条の二 都道府県知事は、第二十三条第の適正かつ合理的な土地利用を図るために必要に関する権利の移転又は設定後における土地のに関する権利の移転又は設定後における土地で、一項の規定による届出があつた場合において、一項の規定による届出があった場合において、

の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経二十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県(注視区域の指定)

うことができる」と読み替えるものとする。 第十二条第二項から第五項まで及び第十項から第十二項までの規定は、注視区域の指定につら第十二項までの規定は、注視区域の指定につら第十二項までの規定は、注視区域の指定について準用する。この場合において、同条第十一項」と、「行うものとする」とあるのは「第二十七条の三第以下がよりである。」と読み替えるものとする。

第二項及び第十二条第五項の規定は、前項による主視とあり、及び「当該事項」とあるのは「そで進用する第十二条第十二項」と、「指定されて準用する第十二条第十二項」と、「指定されて準用する第十二条第十二項」と、「指定されて進用する第十二条第十二項」と、「指定されて進用する第十二条第十二項」と、「指定されて進用する第十二条第五項の規定による注視が、対域を対象が、の旨」と読み替えるものとする。

びその公告について準用する。び前項の規定は、注視区域に係る区域の減少及5 第三項において準用する第十二条第十二項及

は現区域の全部又は一部の区域が、第十二条 場合又は第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定された場合においては、当該 注視区域として指定された場合においては、当該 注視区域の指定が解除され、又は当該一部の区 注視区域の指定が解除され、又は当該一部の区 対について注視区域に係る区域の減少があつた ものとする。この場合においては、第十二条第 ものとする。この場合においては、第十二条第 ものとする。この場合においては、第十二条第 ものとする。この場合においては、第十二条 ものとする。この場合においては、第十二条 ものとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条 をのとする。この場合においては、第十二条

の重出)(注視区域における土地に関する権利の移転等)

第二十七条の四

は、当事者は、

て土地売買等の契約を締結しようとする場合に

注視区域に所在する土地につい

第十五条第一項各号に掲げる事

る場合には、適用しない。 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当す

第二十三条第二項第一号イからハまでに規定する区域に応じそれぞれその面積が同号イたの、までに規定する面積未満の土地についたの、までに規定する面積というが当該土質等の契約の当事者の一方又は双方が当該土質等の契約の当事者の一方又は双方が当該土でまる区域に応じそれぞれその面積が同号イからハまでに規定する面積以上のものについからハまでに規定する面積以上のものについからハまでに規定する面積以上のものについたの、までに規定する面積以上のものについたの、までに規定する面積が同号インとなる場合を除く。)

二 前号に定めるもののほか、民事調停法による調告又は同条第三項の規定による通知をが国等である場合その他政令で定める場合での間、その届出に係る土地売買等の契約を締むしてはならない。ただし、次条第一項の規定による制造のでの間、その届出に係る土地売買等の契約を締むしてはならない。ただし、次条第一項の規定による制造又は同条第三項の規定による制造又は同条第三項の規定による制造工作とのでは、大会による制造工作のでない。

勧告等) (注視区域における土地売買等の契約に関する(注視区域における土地売買等の契約に関する。 (活視区域における土地売買等の契約に関する。 第十五条第二項の規定は、第一項の規定によ

第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の第二十七条の五 都道府県知事は、前条第一項の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の居出をした者に対し、当該土地売買等の契約の居出をした者に対し、当該土地売買等の契約の居出をした者に対し、当該土地売買等の契約の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約の高にとができる。

を考慮して政令で定めるところにより算定し定の予定対価の額が、近傍類地の取引価格等一 届出に係る土地に関する権利の移転又は設

とする。 た土地に関する権利の相当な価額(その届出とする。 ちし、著しく適正を欠くこと。 た土地に関する 規定による公示価格を取引の指標とすべきもの、土地に関する 規定による公示価格を取引の指標とすべきものは設定後におければならな する公示区域に所在し、かつ、同法第六条の口な経由して、あら に係る土地が地価公示法第二条第一項に規定とする。 た土地に関する権利の相当な価額(その届出とする。

ないこと。 出出に係る土地に関する計画に適合し計画その他の土地利用に関する計画に適合し定後における土地の利用目的が土地利用基本に関する権利の移転又は設

にしなければならない。 による届出があつた日から起算して六週間以内 前項の規定による勧告は、前条第一項の規定

2

通知しなければならない。
の旨を前条第一項の規定による届出をした者にする必要がないと認めたときは、遅滞なく、そ3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を

する。 第二十五条から第二十七条までの規定は、第 第二十五条から第二十七条までの規定は、第二十五条がら第二十七条までの規定は、第 第二十五条がら第二十七条までの規定は、第

(監視区域の指定)

第二十七条の六 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇がおおり、これによつて適正かつ合理がおりが、立ている。

いて準用する。この場合において、同条第十一ら第十二項までの規定は、監視区域の指定につら第十二項までの規定は、監視区域の指定につ関係市町村長の意見を聴かなければならない。関係市町村長の意見を聴かなければならない。2 都道府県知事は、監視区域を指定しようとす

うことができる」と読み替えるものとする。 項中「第一項」とあるのは「第二十七条の六第 第二項及び第十二条第五項の規定は、前項に 項」と、「行うものとする」とあるのは「行

4 項」とあり、及び「当該事項」とあるのは「そ の旨」と読み替えるものとする。 た区域及び期間その他国土交通省令で定める事 て準用する第十二条第十二項」と、「指定され 項」とあるのは「第二十七条の六第三項におい る。この場合において、同条第五項中「第三 区域の指定の解除及びその公告について準用す いて準用する同条第十二項の規定による監視

びその公告について準用する。 び前項の規定は、監視区域に係る区域の減少及 第三項において準用する第十二条第十二項及

があつたものとみなす。 て監視区域の指定の解除又は区域の減少の公告 おいては、同条第三項の規定による公告をもつ る区域の減少があつたものとする。この場合に れ、又は当該一部の区域について監視区域に係 場合においては、当該監視区域の指定が解除さ 第一項の規定により規制区域として指定された 監視区域の全部又は一部の区域が、第十二条

(監視区域における土地に関する権利の移転等

第二十七条の七 第二十七条の四の規定は、監視 読み替えるものとする。 項において準用する第二十七条の五第三項」と 項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第二 条第一項」とあるのは「第二十七条の八第一 で定められた面積以上」と、同条第三項中「次 る面積以上」とあるのは「当該都道府県の規則 る面積未満」と、「同号イからハまでに規定す 範囲内で都道府県知事が都道府県の規則で定め 「同号イからハまでに規定する面積に満たないからハまでに規定する面積未満」とあるのは の場合において、同条第二項第一号中「同号イ を締結しようとする場合について準用する。こ 区域に所在する土地について土地売買等の契約

定する都道府県の規則を定めなければならなえて準用する第二十七条の四第二項第一号に規 視区域を指定するときは、前項において読み替補が原果知事は、前条第一項の規定により監

3 要があると認めるときは、前項の都道府県の規 則で定める面積を変更するものとする。 る第十二条第十項の規定による調査の結果、 都道府県知事は、前条第三項において準用す

4 則を定めようとする場合について準用する。 (監視区域における土地売買等の契約に関する 前条第二項の規定は、第二項の都道府県の規

第二十七条の八都道府県知事は、前条第一項に る事項が次の各号のいずれかに該当すると認めよる届出があつた場合において、その届出に係おいて準用する第二十七条の四第一項の規定に るときは、土地利用審査会の意見を聴いて、そ 事項について必要な措置を講ずべきことを勧告 の締結を中止すべきことその他その届出に係る の届出をした者に対し、当該土地売買等の契約 することができる。

ために著しい支障があること。 辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図る 項各号のいずれかに該当し当該土地を含む周 その届出に係る事項が第二十七条の五第一

一 その届出が土地に関する権利の移転をする 地域の適正な地価の形成を図る上で著しい支でのいずれにも該当し当該土地を含む周辺のいて、その届出に係る事項が次のイからへま 契約の締結につきされたものである場合にお 障を及ぼすおそれがあること。

取得されたものである場合その他政令で定 める場合を除く。)。 売買等の契約が民事調停法による調停に基 により取得したものであること(その土地 うとする者が当該権利を土地売買等の契約 づくものである場合、当該権利が国等から 届出に係る土地に関する権利を移転

る期間内にその届出がされたものであるこ 二年を超えない範囲内において政令で定め うとする者により当該権利が取得された後 届出に係る土地に関する権利を移転しよ

るための用途」という。) に供していないを除く。以下この号において「自ら利用す (一時的な利用その他の政令で定める利用 ための用その他の自ら利用するための用途 の届出に係る土地を自らの居住又は事業の うとする者が、当該権利を取得した後、そ 届出に係る土地に関する権利を移転 2

うとする者が次のいずれにも該当しないこ 届出に係る土地に関する権利を移転しよ

(1)画形質の変更又は建築物その他の工作物 事業として届出に係る土地について区

の建築若しくは建設(以下この号におい て「区画形質の変更等」という。)を行

る権利を取得した者 の経済活動として届出に係る土地に関す

のいずれにも該当しないこと。 届出に係る土地に関する権利の移転が次

(2)られた者に対しその権利の代替の用に供供するために土地に関する権利を買い取 らの事業の用に供する土地の代替の用に 定めるもの するために行われるものであつて政令で

があつて行われるもの ようとする者に政令で定める特別の事情 届出に係る土地に関する権利を移転し

いこと。 けようとする者が次のいずれにも該当しな 届出に係る土地に関する権利の移転を受

用途に供しようとする者

(2) 移転しようとする者 してその届出に係る土地に関する権利を 画形質の変更等を行つた後、その事業と

用途に供しようとする者にその届出に係 る土地に関する権利を移転することが確

ことが確実であると認められる者 届出に係る土地に関する権利を移転する 更等を事業として行おうとする者にその 届出に係る土地について区画形質の変

合において、第二十七条中「当該土地の利用目項の規定による勧告について準用する。この場 的が変更された」とあるのは「当該土地売買等 第二十七条の五第二項及び第三項の規定は、前 は 五第二項及び第三項中「前条第一項」とあるの 第二十五条から第二十七条までの規定並びに 契約の締結が中止された」と、第二十七条の 「第二十七条の七第一項において準用する第

債権の担保その他の政令で定める通常

の経済活動として行われるもの 債権の担保その他の政令で定める通常

区画形質の変更等の事業の用又はこれ

届出に係る土地を自ら利用するための

事業として届出に係る土地について区

実であると認められる者 届出に係る土地を自ら利用するための

二十七条の四第一 項」と読み替えるものとす

第二十七条の九 当該土地売買等の契約及び当該契約に係る土地 売買等の契約を締結した者を除く。)に対し、 め同条第一項の規定による届出をしないで土地 出をした者及び同条第二項第二号に該当するた 準用する第二十七条の四第一項の規定による届 を締結した者(第二十七条の七第一項において めるときは、政令で定めるところにより、監視 定による調査を適正に行うため必要があると認 六第三項において準用する第十二条第十項の規 の利用について報告を求めることができる。 区域に所在する土地について土地売買等の契約 (国等の適正な地価の形成についての配慮) 都道府県知事は、第二十七条

第二十七条の十 国等は、土地売買等の契約を締 結しようとする場合には、適正な地価の形成が 図られるよう配慮するものとする。

第六章 遊休土地に関する措置

第二十八条 都道府県知事は、第十四条第一項 されているときは、当該権利を有している者及 地の全部又は一部について地上権その他の政令 めるところにより、当該土地の所有者(当該土に該当すると認めるときは、国土交通省令で定 る通知に係る土地を除く。) が次の各号の要件 用する場合を含む。) の規定による届出に係る の四第一項(第二十七条の七第一項において準 (遊休土地である旨の通知) 許可又は第二十三条第一項若しくは第二十七条 ある旨を通知するものとする。 び当該土地の所有者)に当該土地が遊休土地で で定める使用及び収益を目的とする権利が設定 土地を所有している者のその所有に係る土地 (都市計画法第五十八条の七第一項の規定によ

ハまでに規定する面積以上の一団の土地であ でに規定する区域に応じそれぞれ次のイから ること。 その土地が、その所在する次のイからハま

次の(1)から(3)までに規定する面積 (3) までに規定する区域に応じそれぞれ 規制区域にあつては、次の(1)から 市街化区域にあつては、千平方メートル 都市計画法第七条第一項の規定による

- (2) く。)にあつては、三千平方メートル 市計画区域 ((1) に規定する区域を除 都市計画法第四条第二項に規定する都
- (3) 監視区域にあつては、第二十七条の七第 の区域にあつては、五千平方メートル (1)及び(2)に規定する区域以外
- る区域に応じそれぞれイの(1)から面積がイの(1)から(3)までに規定す 規定する面積) は、それぞれイの(1)から(3)までに (3) までに規定する面積に満たないとき 規制区域及び監視区域以外の区域にあつ 一項の都道府県の規則で定める面積(当該
- 二 その土地の所有者が当該土地を取得した後 らハまでに規定する面積 でに規定する区域に応じそれぞれ同号イか ては、第二十三条第二項第一号イからハま
- 二年を経過したものであること。
- 三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施 設の用その他の用途に供されていないことそ の他の政令で定める要件に該当するものであ
- 当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進す る必要があること。 おける計画的な土地利用の増進を図るため、 る計画に照らしその土地を含む周辺の地域に 土地利用基本計画その他の土地利用に関す
- 通知をすべき旨を申し出ることができる。 きは、都道府県知事に対し、同項の規定による 土地のうち前項の要件に該当するものがあると 市町村長は、当該市町村の区域内に所在する
- 3 町村の長に通知しなければならない。 第一項の規定による通知をしたときは、遅滞な 規定による市街化区域に所在する土地について (遊休土地に係る計画の届出) 都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の その旨をその通知に係る土地が所在する市
- 第二十九条 前条第一項の規定による通知を受け 関する計画を、当該土地が所在する市町村の長 を経由して、都道府県知事に届け出なければな 間以内に、国土交通省令で定めるところによ た者は、その通知があつた日から起算して六週 その通知に係る遊休土地の利用又は処分に
- 2 届出のあつた場合について準用する 第十五条第二項の規定は、前項の規定による

(助言)

第三十条 な助言をすることができる。 土地の有効かつ適切な利用の促進に関し、必要 よる届出をした者に対し、その届出に係る遊休 (勧告等) 都道府県知事は、前条第一項の規定に

の規定による届出があつた場合において、その第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項 な措置を講ずべきことを勧告することができ の届出に係る計画を変更すべきことその他必要 届出をした者に対し、相当の期限を定めて、そ ときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その 切な利用の促進を図る上で支障があると認める 届出に係る計画に従つて当該遊休土地を利用 し、又は処分することが当該土地の有効かつ適

について準用する。 第二十五条の規定は、前項の規定による勧告

2

(遊休土地の買取りの協議)

による勧告をした場合において、その勧告を受第三十二条 都道府県知事は、前条第一項の規定 けた者がその勧告に従わないときは、その勧告 の協議を行う旨をその勧告を受けた者に通知す 取りの協議を行う者を定めて、その者が買取り るものとする。 体、土地開発公社その他政令で定める法人(以 に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団 下 「地方公共団体等」という。)のうちから買

2 ことを拒んではならない 買取りの協議を行うことができる。この場合に があつた日から起算して六週間を経過する日ま れた地方公共団体等は、同項の規定による通知 なければ、当該遊休土地の買取りの協議を行う おいて、その通知を受けた者は、正当な理由が での間、その通知を受けた者と当該遊休土地の 前項の規定により協議を行う者として定めら

(遊休土地の買取り価格)

第三十三条 地方公共団体等は、前条の規定によ 同条の規定による公示価格を規準として算定し 条の規定による公示価格を取引の指標とすべき 協議に係る遊休土地が地価公示法第二条第一項 算定した当該土地の相当な価額(その買取りの 引価格等を考慮して政令で定めるところにより り遊休土地を買い取る場合には、近傍類地の取 に規定する公示区域に所在し、かつ、同法第六 た価額)を基準とし、 ものであるときは、政令で定めるところにより 当該土地の取得の対価の

> 額及び当該土地の管理に要した費用の額を勘案 ばならない。 して算定した価格をもつてその価格としなけれ

(買取りに係る遊休土地の利用)

第三十四条 第三十二条の規定により遊休土地を 画その他の土地利用に関する計画に従つて当該 買い取つた地方公共団体等は、土地利用基本計 土地の有効かつ適切な利用を図らなければなら 7

(土地利用に関する計画の決定等の措置)

第三十五条 都道府県知事は、第三十二条の規定 関する計画の決定等の措置を講ずることによ きは、速やかに、都市計画その他の土地利用に 設を整備することが特に必要であると認めると の他の公共施設若しくは学校その他の公益的施 合において、住宅を建設し、又は公園、広場そ ようにしなければならない。 り、当該土地の有効かつ適切な利用が図られる

第三十六条及び第三十七条 削除 第七章 審議会等及び土地利用審査会

| 第三十八条 この法律の規定によりその権限に属 る国土の利用に関する基本的な事項及び土地利知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域におけ 会その他の合議制の機関(次項において「審議 用に関し重要な事項を調査審議するため、都道 させられた事項を調査審議するほか、都道府県 会等」という。)を置く。 府県に、これらの事項の調査審議に関する審議 (審議会等)

2 は、都道府県の条例で定める。 (土地利用審査会) 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項

|第三十九条 都道府県に、土地利用審査会を置

- 3 2 土地利用審査会は、この法律の規定によりそ の権限に属させられた事項を処理する。 土地利用審査会は、委員五人以上で組織す
- | 4 委員は、土地利用、地価その他の土地に関す る事項について優れた経験と知識を有し、公共 の同意を得て、任命する。 のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会 の福祉に関し公正な判断をすることができる者 る。
- 5 なることができない。 次の各号のいずれかに該当する者は、 破産者で復権を得ない者 委員と

2

員は、その身分を示す証明書を携帯し、

関係者

前項の規定により立入検査又は質問をする職

- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ るまで又はその執行を受けることがなくなる
- ばならない。 するに至つたときは、その委員を解任しなけ 都道府県知事は、委員が前項各号の一に該当

都道府県知事は、委員が次の各号の一に該当

- の委員を解任することができる。 するときは、都道府県の議会の同意を得て、 心身の故障のため職務の執行に堪えないと そ
- 認められるとき。
- 一 職務上の義務違反その他委員たるに適しな い非行があると認められるとき。
- 8 ができない。 関係のある事件については、議事に加わること 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に
- 9 ばならない。 市町村長の出席を求め、その意見を聴かなけ の規定に係る所掌事務を処理するときは、関係 七条の七第四項において準用する場合を含む。) 第二十七条の六第二項(同条第四項(同条第五 用する場合を含む。)、第二十七条の五第一項、 第二十七条の三第二項(同条第四項(同条第五 含む。)、第十六条第二項、第二十四条第一項、 十三項(同条第十五項において準用する場合を 項において準用する場合を含む。)及び第二十 項において準用する場合を含む。)において準 第二十七条の八第一項又は第三十一条第一項 土地利用審査会は、第十二条第六項、同条第
- は、都道府県の条例で定める。 地利用審査会の組織及び運営に関し必要な事項 第三項から前項までに定めるもののほか、土

第八章 雑則

第四十条 削除

(立入検査等)

第四十一条 都道府県知事は、この法律の施 者に質問させることができる。 業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、 当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第一項 必要な限度において、その職員に、第十四条第 帳簿、書類その他の物件を検査させ、 十九条第一項の規定による届出に係る土地又は において準用する場合を含む。)若しくは第二 一項の許可の申請若しくは第二十三条第一項、

の請求があつたときは、これを提示しなければ

3 は、犯罪捜査のために認められたものと解釈し第一項の規定による立入検査及び質問の権限 てはならない。 (土地調査員)

2 土地調査員に関し必要な事項は、政令で定め 第四十二条 前条第一項の規定による立入検査及 に、土地調査員を置くことができる。 び質問に関する職務を行わせるため、都道府県

(書類の閲覧等)

第四十三条 都道府県知事は、第十六条第一項第 価額の算定に関し必要があると認めるときは、項第一号に規定する土地に関する権利の相当な の内容を記録させることを求めることができ 官公署に対し、必要な書類を閲覧させ、又はそ 第十九条第二項又は第二十七条の五第一

(大都市の特例

第四十四条 第十二条、第十四条、第十六条、第 中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、 指定都市の長が行う。この場合においては、第(以下「指定都市」という。)においては、当該号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 指定都市又は指定都市の長に適用があるものと 指定都市又は指定都市の長に関する規定として 十七条の九まで、第二十八条から第三十二条ま 十二条から第十九条まで、第二十二条から第二 務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 道府県知事の権限に属するものとされている事 三十五条、第四十一条及び前条の規定により都 の九まで、第二十八条から第三十二条まで、第 十八条、第十九条、第二十二条から第二十七条 第三十五条、第三十九条及び前三条の規定

(事務の区分)

第四十四条の二 第十五条第一項、第二十三条第 九項第二号に規定する第二号法定受託事務とす こととされている事務は、地方自治法第二条第 二十九条第一項の規定により市町村が処理する 第一項において準用する場合を含む。)及び第 項、第二十七条の四第一項(第二十七条の七

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この 法律の実施のため必要な事項は、 政令で定め

罰則

第四十六条 第十四条第一項の規定に違反して、 者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金 許可を受けないで土地売買等の契約を締結した

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、六月 以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 第二十三条第一項又は第二十九条第一項の

約を締結した者 規定に違反して、届出をしなかつた者 に違反して、届出をしないで土地売買等の契 一項において準用する場合を含む。)の規定 第二十七条の四第一項(第二十七条の七第

Ξ 合を含む。)又は第二十九条第一項の規定に (第二十七条の七第一項において準用する場第二十三条第一項、第二十七条の四第一項

の七第一項において準用する場合を含む。)の第四十八条 第二十七条の四第三項(第二十七条 規定に違反して、土地売買等の契約を締結した よる届出について、虚偽の届出をした者

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、三十 者は、五十万円以下の罰金に処する。 万円以下の罰金に処する。

二 第四十一条第一項の規定による検査を拒 告をせず、又は虚偽の報告をした者 いて準用する場合を含む。)の規定による報 十七条の八第二項及び第三十一条第二項にお 第二十五条(第二十七条の五第四項、第1

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 の法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、そ人の業務に関し、第四十六条から前条までの違 による質問に対して答弁をせず、若しくは虚み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定 偽の答弁をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 三月を超えない範囲内において政令で定める日び第四十四条の規定は、公布の日から起算して 施行する。ただし、第三十八条、第三十九条及 を超えない範囲内において政令で定める日から

する措置) (この法律の施行前の取得に係る遊休土地に関

> 全部又は一部について地上権その他の政令で定ところにより、当該土地の所有者(当該土地の 該土地の所有者)に当該土地が遊休土地である ているときは、当該権利を有している者及び当 める使用及び収益を目的とする権利が設定され に該当すると認めるときは、総理府令で定める 令で定める土地を除く。)が、 旨を通知するものとする。 次の各号の要件

る面積以上の一団の土地であること。 域に応じそれぞれ次のイからハまでに規定す その土地が次のイからハまでに規定する区 都市計画法第七条第一項の規定による市

ロ 都市計画法第四条第二項に規定する都市 あつては、五千平方メートル 計画区域(イに規定する区域を除く。)に 街化区域にあつては、二千平方メートル

つては、一万平方メートル イ及びロに規定する区域以外の区域にあ

年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地一 その土地の所有者が当該土地を昭和四十四 取得したものであること。 については、昭和四十七年五月十五日)以後

三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施 の他の政令で定める要件に該当するものであ 設の用その他の用途に供されていないことそ ること

兀 当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進す おける計画的な土地利用の増進を図るため、 る必要があること。 る計画に照らしその土地を含む周辺の地域に 土地利用基本計画その他の土地利用に関

2 り行うことができる。 日から起算して二年を経過する日までの間に限 前項の規定による通知は、この法律の施行の

4 3 理府令で定めるところにより、その通知に係る 通知があつた日から起算して六週間以内に、総第一項の規定による通知を受けた者は、その る通知をすべき旨を申し出ることができる。 ときは、都道府県知事に対し、同項の規定によ 土地が所在する市町村の長を経由して、都道府 遊休土地の利用又は処分に関する計画を、当該 土地のうち第一項の要件に該当するものがある市町村長は、当該市町村の区域内に所在する

第二条 都道府県知事は、この法律の施行の際現 に土地を所有している者のその所有に係る土地 5 の規定による届出とみなして、 県知事に届け出なければならない。 前項の規定による届出は、第二十九条第一 同条第二項、

> 四十九条の規定を適用する。 三十条、第三十一条、第四十一条第一項及び第

(国又は地方公共団体が所有する土地その他政

があるものとする。 市の長に関する規定として指定都市の長に適用 の規定中都道府県知事に関する規定は、指定都 の場合においては、第一項、第三項及び第四項 都市においては、当該指定都市の長が行う。こ の権限に属するものとされている事務は、指定 第一項及び第四項の規定により都道府県知事

第三条 前条第四項の規定による届出をせず、 三十万円以下の罰金に処する。 は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は

者を罰するほか、その法人又は人に対して同項 務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 の罰金刑を科する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

附則 五号) 抄 (昭和五三年五月二三日法律第五

(施行期日等)

1 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。 この法律は、公布の日から施行する。

定 昭和五十四年三月三十一日までの間にお 二条及び第十四条から第三十二条までの規 定、第十条中奄美群島振興開発特別措置法第 分を除く。)及び第六条から第九条までの いて政令で定める日 七条第一項の改正規定並びに第十一条、 Rを除く。) 及び第六条から第九条までの規第一条(台風常襲地帯対策審議会に係る部

3

り、同一性をもつて存続するものとする。 振興開発審議会並びにその会長及び委員並びに 並びにその会長、委員及び専門委員、奄美群島 の会長、委員及び臨時委員、水資源開発審議会 は、それぞれ国土庁の相当の機関及び職員とな 小笠原諸島復興審議会並びにその会長及び委員 従前の総理府の国土利用計画審議会並びにそ

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七

年七月一日から施行する。 この法律(第一条を除く。)は、 昭和五十九

| 2 この法律の施行の日の前日において法律の 行の日以後は国家行政組織法又はこの法律によ 定により置かれている機関等で、この法律の施 る改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下

項 第

とができる に関し必要となる経過措置は、政令で定めるこ この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃 ととなるものに関し必要となる経過措置その他 「関係政令」という。)の規定により置かれるこ

則 (昭和六〇年五月一八日法律第三

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する

について適用し、昭和五十九年度以前の年度に国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付 度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年 は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に助(昭和五十九年度以前の年度における事務又 助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたも 度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補 のとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年 基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきも 和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に 以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭おける事務又は事業の実施により昭和六十年度 六十年度以降の年度に支出すべきものとされた 下この項及び次項において同じ。)若しくは補 担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以 以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負 十年度の特例に係る規定を除く。)は、同年度 この法律による改正後の法律の規定 .ついては、なお従前の例による。 (昭和六 3

0号) 則 抄 (昭和六〇年七月一二日法律第九

(施行期日)

一条 この法律は、公布の日から施行する。

則 (昭和六二年六月二日法律第四七

(施行期日等)

えない範囲内において政令で定める日から施行 及び附則第五項の規定は、公布の日から施行す 分に限る。)、第四十八条の改正規定並びに次項 条を加える改正規定(第二十七条の五に係る部 び第二十四条の改正規定、第二十七条の次に四する。ただし、目次の改正規定、第二十三条及 この法律は、公布の日から起算して三月を超

2 区域の指定及び新法第二十七条の三第二項の規 う。) 第二十七条の二第一項の規定による監視 改正後の国土利用計画法(以下「新法」とい 1

項の規定による指定都市の規則の制定を含む。) 用があるものとされた新法第二十七条の三第二 定都市(以下「指定都市」という。)の長に適 第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指 条の規定により地方自治法(昭和二十二年法律 定による都道府県の規則の制定(新法第四十四 会及び関係市町村長の意見を聴くことができ は、この法律の施行前においても土地利用審査 については、都道府県知事及び指定都市の長

の規定による届出に相当する行為(以下「届出定」という。) に基づく新法第二十三条第一項規定を伴うものに限る。以下単に「条例の規 出を要しない。 土地売買等の契約を締結しようとするときにお がこの法律の施行後に当該届出相当行為に係る 場合においては、当該届出相当行為を行つた者 前に行われたものについて、条例で、この法律 相当行為」という。)のうち、この法律の施行 五章の規定に相当するもの(新法第五章の規定都道府県又は指定都市の条例の規定で新法第 いても、新法第二十三条第一項の規定による届 に関し従前の例による規制を行う旨を規定する の施行後も土地売買等の契約(新法第十四条第 に係る新法第八章及び第九章の規定に相当する 一項の土地売買等の契約をいう。以下同じ。)

4 この法律の施行前に行われた届出相当行為に の契約が締結された土地を含む一団の土地につ違反して届出相当行為を行わないで土地売買等 条第二項第一号に規定する当該一団の土地の面規定により読み替えて適用される新法第二十三 の面積を含めて、新法第二十七条の三第一項の をいう。)をすることとなるときは、当該土地 四条第一項の土地に関する権利の移転又は設定 係る土地又はこの法律の施行前に条例の規定に 積を算定する。 き土地に関する権利の移転又は設定(新法第十

四附号訓

公布の日から施行する。

附則 (平成元年一二月二二日法律第八

(施行期日)

する。 えない範囲内において政令で定める日から施行 この法律は、公布の日から起算して三月を超

2 については、なお従前の例による。

(条例との関係)

則 抄 (平成元年一二月二二日法律第八

(施行期日)

この法律は、

五号)

三十九条第九項及び第四十九条第一号の規定 とし、施行目前にされた同項の規定による届出 第一項の規定による届出について適用するもの う。) 以後にされる国土利用計画法第二十三条 は、この法律の施行の日(以下「施行日」とい う。)第二十三条第三項、第二十七条の四、第 改正後の国土利用計画法(以下「新法」とい

3

お従前の例によることとされる場合におけるこ

施行日前にした行為及び前項の規定によりな

又は同法第二十三条第一項の規定による届出ににされる国土利用計画法第十四条第一項の許可 二十三条第一項の規定による届出に係る土地に 係る土地について適用するものとし、施行日前 にされた同法第十四条第一項の許可又は同法第 ついては、なお従前の例による。 新法第二十八条第一項の規定は、施行日以後

(平成二年六月二九日法律第六一

号)

1 する。 えない範囲内において政令で定める日から施 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超

号附 (平成一〇年六月二日法律第八六

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から施行する。

2 改正後の国土利用計画法(以下「新法」とい う。)第二十七条の三第一項に規定する内閣総 理大臣が定める基準は、この法律の施行前にお いても定めることができる。

3 法律の施行前においても土地利用審査会及び関 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百 区域の指定については、都道府県知事及び地方 係市町村長の意見を聴くことができる。 五十二条の十九第一項の指定都市の長は、この 新法第二十七条の三第一項の規定による注視

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と れぞれ新法の相当規定によりされたものとみな 減少のために行われた手続その他の行為は、そ いう。)前に改正前の国土利用計画法(以下 の指定並びにその指定、指定の解除及び区域の 「旧法」という。)の規定によりされた監視区域

定による届出に係る土地売買等の契約について 施行日前にされた旧法第二十三条第一項の規 なお従前の例による。

については、なお従前の例による。 の法律の施行後にした行為に対する罰則の適用 (平成一一年七月一六日法律第八

七号) 抄

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の 百二条の規定 公布の日 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 第百六十三条、第百六十四条並びに第二 節名並びに二款及び款名を加える改正規

(国土利用計画法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 施行日前に第八十四条の規定による された同意又は協議の申出とみなす。 の国土利用計画法第九条第十項(同条第十四 請は、それぞれ第八十四条の規定による改正後 際現にこれらの規定によりされている承認の申 改正前の国土利用計画法(以下この条において において準用する場合を含む。)の規定により の規定によりされた承認又はこの法律の施行 (同条第十四項において準用する場合を含む。) 「旧国土利用計画法」という。)第九条第十項

2 の規定により行われた処分についての旧国土利 施行日前に旧国土利用計画法第十四条第一項 用計画法第二十条第一項又は第四項の規定によ

の法律に規定するもののほか、この法律の施行第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 2

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 可等の処分その他の行為(以下この条において改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 のそれぞれの法律の適用については、改正後の 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。) の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 されている許可等の申請その他の行為(以下こ の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 附則第百六十三条において同じ。)の施行前に 規定については、当該各規定。以下この条及び 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 報告、届出、提出その他の手続をしなければな それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 の規定により国又は地方公共団体の機関に対し 提出その他の手続をしなけ

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 (不服申立てに関する経過措置) (施行期日)

行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に であった行政庁とする。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 あったものについての同法による不服申立てに いては、施行日以後においても、当該処分庁

る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 る。 する罰則の適用については、 なお従前の例によ

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 (その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると に規定する第一号法定受託事務については、で (検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 必要な措置を講ずるものとする。 び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて

附 則 (平成一一年一二月八日法律第

五一号) 抄

第一条 この法律は、 行する。 平成十二年四月一日から施

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年 より従前の例によることとされる準禁治産者及 びその保佐人に関するこの法律による改正規定 法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定に の適用については、次に掲げる改正規定を除 なお従前の例による。

空事故調査委員会設置法第六条第四項及び国 法第十一条、地価公示法第十五条第四項、航 法第七十八条第四項、北方領土問題対策協会 宙開発委員会設置法第七条第四項、都市計画 四項、科学技術会議設置法第七条第四項、宇 委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第 の十三、日本中央競馬会法第十三条、原子力 第二十八条の規定による競馬法第二十三条

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 土利用計画法第三十九条第五項の改正規定

一六〇号)

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 は、平成十三年一月六日から施行する。ただ し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 公布の日 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

附 三号) 抄

(施行期日)

び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

0号) 則 抄 (平成一六年三月三一日法律第一

号)

第一条 この法律は、 (施行期日) 平成十七年四月一日

Lから施

行する。

則 (平成一一年一二月二二日法律第

則 (平成一二年五月一九日法律第七

第一条 この法律は、 (施行期日) 平成十六年四月一日から施

行する。 平成 一六年六月二日法律第六六

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律 (附則第一条ただし書に規 律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ とされる場合及びこの附則の規定によりなお従 の附則の規定によりなおその効力を有すること 定する規定については、当該規定。以下この条 いては、なお従前の例による。 前の例によることとされる場合におけるこの法 において同じ。)の施行前にした行為並びにこ

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十三条まで、 十六条及び前条に定めるもののほか、この法律 六条、第十九条、第二十条、第二十二条、第二 の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

附 則 抄 (平成一七年七月二九日法律第八

(施行期日等)

第一条この法律は、 ら施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日(以 次項及び附則第二十七条の規定は、公布の日か 下「施行日」という。)から施行する。ただし、 公布の日から起算して六月

(政令への委任)

の法律の施行に関して必要な経過措置は、政令第二十七条 この附則に規定するもののほか、こ で定める。

号)抄 附 則 (平成二三年五月二日法律第三五

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日米一条 この法律は、公布の日から起算して 施行する。 から起算して三月 にから

号) 則 抄 (平成二三年五月二日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 から施行する。 た

則第八条、第十条、第十一条、第十三条、第、第三十七条及び第三十八条の規定並びに附 第三十三条 (次号に掲げる改正規定を除く。) 七条、第二十八条、第三十条、第三十一条、 十九条、第二十五条、第三十三条及び第四十 過した日 一条の規定 第七条、第二十二条、第二十五条、第二十 公布の日から起算して三月を経

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる 為に対する罰則の適用については、なお従前の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行 (政令への委任)

三十六条に規定するもののほか、この法律の施第二十四条 附則第二条から前条まで及び附則第 行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一

〇五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 規定によりなお従前の例によることとされる場 る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関

則 (平成二五年六月一四日法律第四

(施行期日) 四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。

正規定に限る。)、第三十六条、第四十条 章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第 第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六 部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び 地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六 第六章の二 特定地方独立行政法人から一般 立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)/ を「/第六章 立に伴う措置 (第五十九条―第六十七条)」 第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規 五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、 十五条、第二十二条(民生委員法第四条の改 十七条の二―第六十七条の七)/」に改める 定(「第六章 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十 移行型地方独立行政法人の設 移行型地方独立行政法人の設 (森

> (罰則に関する経過措置) 第四条、第六条第二項及び第三項、第十三 に第十八条の規定 平成二十六年四月一日 の二の次に二条を加える改正規定中第百四十 和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条 条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭 五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十 六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十 法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第 限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画 (建築基準法第七十九条第一項の改正規定に 正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条 五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改 林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第 二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、 条の四に係る部分に限る。)、第十六条並び

第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例ににあっては、当該規定)の施行前にした行為に

(政令への委任)

法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す第十一条 この附則に規定するもののほか、この 附 則 (平成二六年六月四日法律第る経過措置を含む。)は、政令で定める。

号 沙 (平成二六年六月四日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日 施行する。 から

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定 それぞれの法律の適用については、この法律に 施行の日以後におけるこの法律による改正後の 法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置 の規定又はこの法律による改正後のそれぞれの ることとなるものは、附則第二条から前条まで れらの行為に係る行政事務を行うべき者が異な という。)で、この法律の施行の日においてこ の行為 (以下この項において「申請等の行為」 律の規定によりされている許可等の申請その他 の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法 等の処分その他の行為(以下この項において において同じ。)の施行前にこの法律による改 については、当該各規定。以下この条及び次条 に関する規定に定めるものを除き、この法律の 「処分等の行為」という。) 又はこの法律の施行 正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可

> された処分等の行為又は申請等の行為とみな よる改正後のそれぞれの法律の相当規定により

それぞれの法律の規定により国又は地方公共団2 この法律の施行前にこの法律による改正前の めがあるもののほか、これを、この法律による 項についてその手続がされていないものとみな は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届 改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又 は、この法律及びこれに基づく政令に別段の定 の日前にその手続がされていないものについて をしなければならない事項で、この法律の施行 体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続 して、この法律による改正後のそれぞれの法律 の規定を適用する。 提出その他の手続をしなければならない事

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。 (罰則に関する経過措置) (政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもの のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定

九号) 則 抄 (平成二六年六月一三日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法 六年法律第六十八号)の施行の日から施行す(一条)この法律は、行政不服審査法(平成二十

|第六条 この法律による改正前の法律の規定によ 第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に 他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法ついての不服申立てであってこの法律の施行前 他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起 がある場合を除き、なお従前の例による。 律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為 いこととされる事項であって、当該不服申立て に係るものについては、この附則に特別の定め (訴訟に関する経過措置)

起については、なお従前の例による。 べき期間を経過したものを含む。)の訴えの提 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す

- による。 取消しの訴えの提起については、なお従前の例 を提起することができないこととされるもの 規定による改正後の法律の規定により審査請求 された処分その他の行為であって、この法律の される場合を含む。) により異議申立てが提起 に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え (前条の規定によりなお従前の例によることと この法律の規定による改正前の法律の規定 0)
- 施行前に提起されたものについては、 他の行為の取消しの訴えであって、この法律 の例による。 不服申立てに対する行政庁の裁決、 なお従前 決定その

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則 後にした行為に対する罰則の適用については、 第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に よることとされる場合におけるこの法律の施行 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 める。 附則第五条から前条までに定めるもの

附 則 (平成二九年四月二六日法律第二

施行期日)

される場合にあっては、 他の行為を経た後でなければ提起できないと 当該他の不服申立てを (国土利用計画法の一部改正に伴う経過措置)

五号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 Iから: 当施

条から第八条まで、 に限る。) 及び第十条の規定並びに附則第六 三条の二第一項にただし書を加える改正規定 規定 公布の日 第三条、第七条(農業災害補償法第百四 第十三条及び第十四条

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行 規定による改正後の国土利用計画法 臣に対してされている協議の申出は、 用する場合を含む。) の規定により国土交通大 う。)第九条第十項(同条第十四項において準 画法(次項において「旧国土利用計画法」とい 際現に第十条の規定による改正前の国土利用計 いて「新国土利用計画法」という。) 第九条第 (次項に 第十条の

2、 寸川等一を等一号に掲げる見至り返すり終見た意見の聴取の申出とみなす。 む。) の規定により国土交通大臣に対してされむ。) の規定により国土交通大臣に対してされ

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の例規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「処分者の他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)又はこの法律の施行の日において「処分意となるものは、附則第二条から前条までの規定によりされている認定等の申請その他の行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定による改正後のそれぞれの法律の施行の日においてこれららう。)で、この法律の施行の日以後においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正的のそれぞれの法律の規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(政令への委任) (政令への委任) (政令への委任)

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四三

(施行期日)

施行する。 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

炒 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日) **号) 抄**

一 第五百九条の規定 公布の日該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当ている。の法律は、刑法等一部改正法施行日から施し、の法律は、刑法等一部改正法施行日から施